

## 変 更 理 由 書

本地区は、東日本大震災により破壊的な被害を受けた釜石市の中心市街地の復興を先導することを目的として、文化交流拠点、公共駐車場、多目的広場、庁舎等の施設整備を行うため、平成24年11月30日に釜石都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（東部地区）として都市計画を決定した。

その後、この区域について、商業者や地域住民等とエリアマネジメントの実現方策等についての検討を重ねたところ、土地利用計画の一部を見なおすこととなった。更に、本地区の市街地の安全性を確保するため、地盤の嵩上げを踏まえた津波シミュレーションを検討したところ、地盤の嵩上げによる津波防御の有効性が確認された。このことにより、津波が発生した場合においても、地盤の嵩上げにより都市機能の維持することが可能となる。

このようなことから、一団地の津波防災拠点市街地形成施設（東部地区）を、本案のように変更する。